

## 「予算監視・効率化推進の取組み全体の自己評価」について

当庁の予算監視・効率化推進の取組み全体について、下記1の活動の概要を踏まえ、下記2のとおり自己評価する。

### 1. 活動の概要

#### (1) 最近の予算監視・効率化チーム定例会合の開催

- ・ 第6回会合(平成23年9月21日(水)) : 行政事業レビューと平成24年度予算概算要求への反映について  
: 予算監視・効率化推進の取組み全体の自己評価について 等
- ・ 第7回会合(平成24年3月) : 平成24年度金融庁予算執行計画について  
: 重要な調達についての事前審査について  
: 調達改善計画について 等

#### (2) 「予算執行の情報開示充実に関する指針」に基づく情報開示

- ・ 予算執行状況 : 平成23年度第3四半期までを3月末までに公表予定
- ・ 予算執行に関する意思決定 : 公共調達に関する情報開示ー平成23年第3四半期までをHPで公表済
- ・ その他 : 委託調査費及びタクシー代ー平成23年度第3四半期までを3月末までに公表予定 等

#### (3) 予算執行の適正化、効率化のための取組み

- ・ 研修において「年度末駆け込み執行防止」、「予算監視・効率化の取組み」等を、内部監査において「不要不急な物品購入や出張をしない」、「検収業務の確実な実施」等をそれぞれ周知徹底。
- ・ 効率的に業務運営を行った者が適切に評価されるよう、管理職の人事評価において、無駄削減、コスト意識、業務改善を重視する見直しを実施。
- ・ 「情報システム調達会議」において、外部有識者の意見を受け調達価格の低減に向けた改善を実施。
- ・ 「契約監視委員会」の委員の改選による議論の活性化。

#### (4) 予算執行改善のために今後考えられる取組み

- ・ 調達改善計画に盛り込んだ、「競り下げの対象範囲の拡大」や「主な調達の発注見通しを半期ごとに金融庁HPに掲載して情報を幅広く周知」等を適切に実施する。
- ・ 「契約監視委員会」における外部有識者の意見を踏まえ、契約の改善を図る。

### 2. 自己評価

上記1(1)～(3)に記載のとおり、予算監視・効率化推進の取組みは総じて適切に行われていると評価できる。  
今後は、上記1(4)に記載されている事項について計画的に推進し、更なる改善を図るべき。